万延二年辛酉(1861)一月

同 六日

五郎平・石川七郎兵衛 尚当年證人横田秀五郎の三人江 去節季組内稽古御せり立之御沙汰有之候「付 諸稽古世話方被仰付候段緒方弥左衛門代聞ニア沙汰 いたし候事 尚又当年より者射術が論劒術共稽古 中村

[注] 節季=年の末。

日之定 月々面着差出候様令沙汰候事

付 り 剱術之儀者都合少人数之儀| 付須佐地| モ

両組より一面着差出候事尚面着 須佐地仕出之節者

石津伝右衛門迄差出 瀬尻罷出之節者当方迄差出

付り 右之通り三人共呼出二而令沙汰筈之処行懸り

[注] 須佐地 = (すさじ) 萩市田万川町下田万須佐地

40頁 22A

39頁】21B

世話方三人ゆへ已上六人申合致世話候事

須佐地組とも

申合せ稽古仕面着之儀も両組相限之一面着

業附迄相 調月々差出候様令沙汰候事あいととのえ 候様申付候 射術之儀者是迄之通り一ト面着二人

追《附稽古始も有之儀』付前書之通り緒方弥左衛門ぉっつけ

代聞こる令沙汰候事

同 八日

無とどこおりなく 御状致拝見候 此如御吉例過ルニ日四組弓鉄御物始

相済候一付中り付爰 元被差出候間致披見 左 候 而御また ここもと

序を

以可及御聞之通被仰越 まききにおよぶべく おおせこされ 致承知 右為御答

如此御座候 恐惶謹言

正月六日

大田 丹 宮 判

41頁 22B

益田 勘兵衛

判

當役中四組頭筆並を以連名

右之通り御土居より持参「付致披見候事

同十四日

手形

薪松雑木三拾荷也

何条何某

何拾荷也 何拾荷也

"

何条何某

御中間 何 某

42頁 23A

" " 何拾荷也 何拾荷也 御臺所 御組百姓 何某 何某

松角 何拾丁也

但弐間物壱寸角

何条何某

割物 何拾丁也

何条何某

板 何拾坪也

11

"

小

御中間 何条何かし 何某

杉角 何丁也

竹

拾荷也

淫

御組百姓 何某

坪=(つぼ)木材の取引単位。一間四方または六尺五寸四方。弐間物壱寸角=木材一寸角で二間の長さの材積を「一才」と呼んだ。丁=(ちょう)「一丁材」のことで継ぎ目のない一本の木材のこと。 (か)荷物を数えるのに用いる語。一人で担げる大きさの荷物。

43頁】23B

但長サ弐間物 壱寸角

下田万 之内指切仕 右之人数当春難渋罷居候故 濱崎屋利兵衛 屋利兵衛 致 所 望尾浦漁薪ニ売払仕度 為取続 望候| 付 尚才木竹山之儀 ^{材木力} 持懸り小葉山 される 造かわ せ度段

御願申出候間 採用勘過被遂

御 免被 下候様奉願候おゆるしくださり 此段御序之節宜樣被成御沙汰

可被下候 Kttba</ 奉願候 以上

万延弐酉ノ正月 横田秀五郎 判

注 尾浦 = (おうら)現萩市田万川地区の地名。小葉山 = 現在地不明。 ろう。漁師に対して釣り道具、引き網、そのたかがりや薪に至るまで濱崎屋利兵衛= (はまさきり イト)恐らく糴 (かいよね)問屋のことであ 下田万= (しもたま)萩市田万川町下田万 ・編入した。 昭和三一年須佐から分離

万延二年辛酉(1861)一月

など年貢米以外の自由米を買って漁師に貸与し、後日清算した「引船化続きで漁師が生活に困るときには、越荷運賃米や口銭米、作徳米支給し、漁師の水揚げからその代金を差し引いた。漁の少ない日や時

は検査に合格する事にも用いる。勘過=(かんか)勘はつきあわせて調べる意で検査して通すこと。あるい

緒方弥左衛門 判

増野勝太殿

右私組内證人 横田秀五郎 緒方弥左衛門より

前書之通り申出候条 此段宜樣被遂御沙汰可被下候

頼存候 以上

同日

増野勝太 判

益田三郎左衛門殿

前書之通り手形相調 證 人緒方弥左衛門持参| 付判形

45頁 24B

旁 択 置候事 相調職座迄差出置候 尤年々定例之儀候得共荒 増案文 あらまし

旧冬御沙汰相成候組内稽古御引立之御趣意 證人 4 承知之前 1 候得共都合惣人数江者致沙汰置候様と 緒方弥左衛門迄致沙汰置候事 年寄

同十八日

万延二年辛酉(1861)一月

御願申上候事

私儀当年六拾弐歳「罷成候処(未夕家続之実子)

【注】 年寄 = (としより)町 浦において庄屋と同じ役務をするもの

46点】25A

益田三之助殿内 豊田歳右衛門弟菊蔵と申者 當年違変之御断申出被遂御免難 有仕合奉存候 此度所 望仕御願申出被遂御免解 有仕合奉存候 此度所 望仕御願申出被遂御免候處 内輪不折相 付金しとげられ りょもう おゆるしとげられ カード・カース かんだって

此段御序之節宜樣被成御取成可被下候 奉願候

以 上

正月十八日 板井 十郎右衛門 判

出工人 = (さいくにん) 諸品の製作・装飾などの細工職をもって仕える細工人 = (さいくにん) 諸品の製作・装飾などの細工職をもって仕える

注

47頁 25B

増野 勝太 殿

宜様被仰伺可被下候 頼存候 以上右私組内板井十郎右衛門より前書之通り願出候条

同日 増野 勝太 判

益田 丹下 殿

益田 三郎左衛門 殿

益田 勘兵衛 殿

増野 藤右衛門 殿

48頁】26A

松本 良左衛門 殿

大田 丹宮 殿

栗山 翁助 殿

右之通り仕調證人緒方弥左衛門持参ニ付早々差出

候事

同廿四日

被 遂 御 免候条 此段左樣御心得候而 可有おゆるしとげられ 板井十郎右衛門養子之儀 申調之所 願之通り以手紙得御意候 此内願出相成候御組内

49頁】26B

御沙汰候 已上

正月廿五日

増 野 勝太様

益田三郎左衛門

前書之通り申来り候「付現人呼出早々致沙汰

同 廿五日

以手紙得御意候 御組内御中間嘉平世倅岩蔵

別紙之通り被仰付候条 可有御沙汰候 以上

正月廿五日

50頁 27A

尚々御番手之儀者当秋|相成候間左樣御含|而可有

御沙汰候 以 上

増野 勝太 樣

益田三郎左衛門

加判座御附

瀬尻組

嘉平世倅

岩蔵

帰役

右御番手御供被仰付候事

酉ノ正月

万延二年辛酉(1861)一~二月

以手紙得御意候 御組内御中間末松 弥三郎儀

注】帰役= かえりやく)

51頁 27B

御番手御供被仰付候処 御断申出候 | 付願之通り

月日

御差繰被仰付候条

此段可有御沙汰候

以 上

増 野 勝太 樣

益田三郎左衛門

被仰付之旨申渡候處難 有仕合! 奉存候段御請御礼申出 候条此段御序之節宜樣被仰上可被下候頼存候恐惶謹 筆致啓達候 私組内板井十郎右衛門養子願之通り 勝太

大田 丹 宮

増 野

注 (時間を)。 差し支えがないように都合をつける。繰り合わせる

52頁 28A

前之通り相調萩当役迄差出候事

二月六日

覚

此段御聞届被成可被下候 御組百姓半六弟国五郎と申者私下人「仕度奉存候間 奉頼候 以上

三浦 米槌

月日

- 15 -

万延二年辛酉(1861)二月

【注】 下人= (げにん)身分の低い者。下男。しもべ

53頁 28B

手形

御組中間

五丁也

板 拾坪也 常右衛門

薪 三拾荷也

い<u>小</u>じょう

拾五丁也

松角

と申者所望仕前書之通り賣松仕下田万并尾浦邊江 取結入用と〆差出度段申出候間採用勘過被遂 右彼者持懸り笛吹畠平除切仕度ニ付木挽蔵吉

注 笛吹畠平 = (ふえふきはたけだいら)何処の地名か不明。

54頁 29A

御免被下候樣奉願候此段宜樣被成御沙汰可被下候

奉願候 已上

年号月日

横田 秀五郎 判

緒方 弥左衛門

判

増野 勝太 殿

右私組内横田秀五郎・緒方弥左衛門より前書

之通り願出候条此段被遂御沙汰可被下候

頼存候

已上

同日

増 野

勝太

[55頁] 29B

益田三郎左衛門殿

組内より射術面着并剱法面着當正月分差出候一付石津

伝右衛門迄證人を以差出候事

付り 剱術面着之儀者下両組一面着二/ 差出候| 付猶更石津

氏迄持参候事

先達而組内より頭役承り候ニ付悦と〆罷出度段度々せんだって 同十日

56頁 30A

無 滞相斉侯事とどこおりなく 中出候得共何力差 湊之筋有之 今日右引受いたし申出候得共何力差 湊之筋有之 今日右引受いたし

付り 委細之儀者別記之有之! 付略之

正月廿 日

瀬尻 二而元来者郷と入交り山河之内往後已前より組内より (注)

火込

柴草山ニア組内 計 よりばかり かり来り候先例二而有之候處料

昨年郷より多人数来り右之

場所二而刈り草いたし候二付其儀者組内より留候處追々右之とめ、とめ

儀六ヶ敷

相成表方申出候!而者無之候得共 脇方より聞 先頭大谷利兵衛相方為宜折合候様心配相成候得とも

注】 火込= (ひごめ)? 焼山のことか?

で 7頁 30B

庄屋堀野徳十郎 角入此春之儀者右之趣! 而組内 計 採用ばかり 格別之儀も無之由二而先当年之儀者是迄之通り組内より採用 仕せ〆候處者追々可申聞段地下打廻り小右衛門を以上田万 者双方共二採用不致相済候此申ノ春も又々右之儀申出候得共 所詮長引候内柴草時分打過相方入用無之! 付其年 而相済候由 先頭大谷利兵衛より承り候事

右場所柄之儀者組并 | 郷者入交り之處様 | 而者有之候得共 已前より柴草之儀者 組内計・リメ火込置採用等いたし

了 8 頁 31A

組内之迷惑不(大)方何卒先例通り二相済候様組内よりもおかたならず 来りし者只今より〆郷よりも多人数入込採用いたし候而者

万延二年辛酉(1861)二月

追 々 相考旁 | 付 当年ノ末 比 郷庄屋方江申入候趣左之通ころ いたし候|| 付勿論先例之儀|| 候得者至極尤之様

右柴草山之儀者已前より組内「灭込勿論組内より採用いたし 来り候場所江郷より多人数入込採いたし候而甚 以口はなはだもって

済儀 一候条

外向より者一向採用差留候条右様相心得候様地下打廻り

小右衛門を以上田万庄屋堀野徳十郎迄申入候事

注 一向 (いっこう) = 、ひたすら、いちずに。

59頁 31B

二月十日

右之趣堀野徳十郎方/小右衛門より申入候處 委細承知仕候 申出之者も可有 之候得共 都合之御先例之儀 展八八 これあるべく 早速存内江も其沙汰可仕候尤多人数之儀| 付候 得 者何ぞ趣を そうらえば

其儀取り納

方可 仕! 仕覚悟御座候 萬一無余儀共御座候八其節御やつ、<

可申出候間 其内之処宜被仰上候様小右衛門より右返答有之

付り 兎哉角者 右之様小右衛門より徳十郎へ申入候處一応ハ

申分も有之候由候得共色々組内先例申遣い縮

注 県史 資料編 幕末維新6 1097頁)

万延二年辛酉(1861)二月

60頁】32A

本文之通り致引受候由|候事

同廿三日 御中間 萬右衛門

右預り山物境之儀 一付 近年御詮議懸り 一相成居り候於弓場 所1天冬去冬 竹切取り所々令売払候段相聞詮議が字 被仰付候處其筋無 相 違 惣 而當時竹不如意! 付而者たとへあいたがいなく そうじて 自身持懸り竹と而も 猥 I取扱不 相 成段者追々御沙汰筋もあたり あいならぬ 有之候處力

畳不謂事 | 候依之追込被仰付候事

注 余計な。ここでは余計なこと。不謂事=(いわれざること)「不謂」は"いわれざる"はいわれのない、不当な、作廻=(さくまい)し仕ぐさの意で振舞と近似する。作舞。 が卒族以下は居宅に門扉を許されない為、雨戸や窓を閉じて謹慎し、本追込 (おいこみ)= 閉戸。 卒族以下庶民の謹慎刑。諸士の場合は閉戸と呼ぶ へ及び他人の出入りを禁じた

61頁 32B

右之通り勘場呼出候而沙汰いたし候様職役益田三郎

左衛門方

授有之候,何早速證人緒方弥左衛門江右之趣申付候事 付り 謹っしんで 右之趣早速御沙汰通り萬右衛門江申聞せ候處

御受申上候段證人弥左衛門より届出候事

付り 沙汰候様申来り一付 右一付後附・打廻り被差出 早速證人弥左衛門呼寄せ 旁左様令

同人より在郷證人江手紙を以申遣候事在郷證人より

親類両人呼出 右之致沙汰候事

追記 爰 元證人罷越候而 右越候之儀! 付致詮議ここもと

見候處 利兵衛殿より右之通り

申付 記置候事

注】授= (さずけ) 伝授する。教える。連絡する。

62頁 33A

在郷證人横田秀五郎・爰・元證人緒方弥左衛門両人・ここもと 同廿五日

儀仕候處石川七郎兵衛 下人友左衛門と申者ぬすミ取り候段 之夜中米壱俵風与行着不分り|相成候| 付早速より地下| 内証 夜中罷出候趣者 於瀬尻大橋汀百姓彦右衛門と申 過ル十日

白状仕 然ル處此者 計り二而も無御座由申1 付ばか ござなく 只樣致詮議

取り実い右千吉より起り右之趣申出候「付無 拠しまんどころなく 候處 御組中間市郎左衛門世倅千吉と申者同道二而ぬす(三) 拠人数二

相成候由

大橋汀 = (R

内証=(ないしょう)表向きにせず内々にすること。内緒、内密、秘密。

(おおはしなぎさ)大橋三樹三のこと。中士、御手廻、

十三石。

瀬

63頁

友左衛門申二付早速中間中より〆千吉處者致詮議候處一向に

存

64頁】34月

くれ候様申出置候事

同廿七日

可致沙汰段授有之候|| 付早速弥左衛門を以右之沙汰いたさせ御尋之筋有之候条 仕度次第親類召連爰 元罷出候様昨日之一件|| 付 御中間千吉尚石川七郎兵衛下人友左衛門

候事

之儀|| 付勿論帯刀|| 而中間半間之方|| 而滞留之由|| 而候様致沙汰候事|| 尤千吉儀只今|| 而格別落度も無付り|| 右之人柄爰|| 元町|| 而下宿有之候条直様其方江罷出

65頁】34B

万延二年辛酉(1861)二月

同廿八日

覚

年迄者年々罷越来候處 須佐浦漁人と漁場之組百姓五郎右衛門と申者海士納屋仕調貸方仕過ル安政ニ卯ノ先年已来筑前金崎より海士主九郎次と申者入漁仕度

入 且以内輪極難者之儀! 付 甚 以当惑仕候段右! 付さノミ海士納屋立置 年々修覆等仕候而も無益之造作

儀||苻懸り合仕来儀||其已来五六ヶ年者||向罷越不申

然ル處

(530頁)によれば金崎海士の宇生(つぶ、市味)への入漁は十七世紀度(530頁)によれば金崎海士の野生(つぶ、市味)への入漁は十七世紀度(530頁)によれば金崎海士の野生(つぶ、市味)への入漁は十七世紀年(630頁)によれば金崎海士の間続いた。来着は六月中、下旬で十月下末頃から始まり、爾来二百年の間続いた。来着は六月中、下旬で十月下末頃から始まり、爾来二百年の間続いた。来着は六月中、下旬で十月下末頃から始まり、爾来二百年の間続いた。来着は六月中、下旬で十月下年頃から始まり、爾来二百年の間続いた。来着は六月中、下旬で十月下年頃から始まり、爾来二百年の間続いた。来着は六月中、下旬で十月下中での漁場の境目のことであったらしい。最初は海女が多かったが次第に海が場の境目のことであったらしい。現立は海大の入漁は十七世紀を持ている。第一年では、1000年では、1000年である。1000年であるが、これらは殆ど金崎漁民の中では、1000年である。1000年であるが、これらは殆ど金崎漁民の田万川には現在権田姓の家が百数戸あるが、これらは発生の場合では、1000年では、100

66頁 35A

聞召分何分之御沙汰被仰付被下候樣奉願候 此段御序覆目途無之仍而 無 拠御願申出候間 前断之趣被申上候訳|御座候哉 右納屋解除不 仕二而者 修申上候訳|御座候哉 右納屋解除不 仕二而者 修彼地海土九郎次方 安合候八彼者罷越御欲らも

「注】支合= (ささえあい)ささえごと (支え言)。 讒言。人を中傷する。支えだて

之節宜樣御取成被成可被下候

奉願候

横田秀五郎

緒方弥左衛門

右本書海士入漁之儀者御詮議懸り二相成居候得共

急!不被及御沙汰候条 納屋

之儀者 下勝手次第1 取捌可申候事

67頁 35B

右之通り御沙汰有之候|| 付 早速令沙汰候事

同日

去申年勘定物并一紙万延元年 同年證人中村五郎平持参

行取肴弐三種! 而酒差出候事 尚茶漬飯等菜有合二而

差出候事

付り 無拠御用筋旁差急ニ付後よんどころなく 右二付肴代壱封持参之事尚判形儀者今日五郎平 見合相調候而

可 然段 りかるべき

申事1 付後日判形相調候事 尚又去年分之儀

大谷利兵衛殿役中之儀| 付彼 方申合| 而判形

[注] 勘定物 = (かんじょうもの) 金銭出納簿とか決算書のことか。

相調覚悟候事

付り 去年大谷利兵衛役中二而候得とも 當年差出

| 付身柄印判||而可 | 然段此 | : しかるべき | 迄カ 先例之由! 付判形相調

同晦日

覚

米四斗五升 也

右御中間利三郎儀

已来気分相相成何共今日飯米 相捌不申候間何

卒

[69頁] 36B

御心入を以壱ツ書之通秋返納 〒 御貸米被仰付

被下候樣奉願候 此段御序之節宜樣被成御取成可

被下候

奉頼候 以 上

二月晦日

緒方弥左衛門

付り 当 時 上 御所帯向御繰巻御六ヶ敷時二付かみ

諸御貸米被差留候段先 達 而被仰出置候得共利三郎より去せんだって

冬

より中風之気味:而難渋仕其上妻儀も兼 而気分 相:而内輪がねて やい 之自由も出来兼 尚老母も七十有余二相成内輪まかない

了0頁 37A

候ゆ、名之段申出候・付差 右両人之看病ノニ日を送る風情ニ而至極難渋之儀ニ 方も有之 一田来兼位之事 世倅壱人有之候得共 候事

本書一ツ書之内先三斗御貸下被仰附候事 右之通り御沙汰相成候「付早速令沙汰候事

三月七日

御中間市郎左衛門世倅千吉 右川七郎兵衛下人友左衛門儀 御不審筋有之 先達而 爰 元被召出御 究被仰付候処一件せんだって ここもと おきわめ

71頁 37B

難 遁 罪 科有之候 一付今夜入籠被仰付候段手紙を以申来ざいかのがれがたく 千吉処格別御不審筋無 之 無子 細引取被仰付これなく しさいなく 友左衛門儀

候事

IJ

文久元年辛酉(1861)三月

同十一日

瀬尻組御中間

三貫文 萬右衛門

屹 度被仰付方も有之候得共此度之儀者格別之きっと 右不 謂趣有之此間先追込被仰付置候尚又御詮議之上者 いわれざる

了2頁 38A

御心入を以頭書之通り過料被召上身柄無 子 細被遂しさいなく

御免候 已後相《可申候事》

御詮議懸り之場所 已来全く可 為御 山 たるべく御立山? 已後相 可申候事 こんさい 咄?叱り?

付り

候条右樣相心得可申候事

月日

右之通り手紙を以申来り候一付早速令沙汰候事

73頁 38B

追記

右山之儀 | 付前 | 相見江候通り聞伝書差出 未 御詮儀半と之内 付内々相尋 拙宅参り候節 不心得之筋有之 前書之通り被仰付 同人方二而右山之儀委細記有之由承り居候二 其後梅地金助 風ふ

候處 内々尋候處 位之儀| 候得者 俄I候得者 上江持出申様A無之由候事候得共 押而がみ かみ おして 成程同人祖父代少々記置候廉も有之候得共中々私録 同人 上江持出申樣八無之由候事候得共

文久元年辛酉(1861)三月

申者成程萬右衛門申出之通り先年手山「願い候而被遂御免候

様相見申候

実が彼者持懸り田地川手多く有之候「付川手修甫山被仰付候

其節

須佐地組中間之内「毛一同」石樣之儀被遂御免候段年号月日 共二委細

金助方二而相 分由申三付

為心得記置候事

注 持修補のために設定した用材を兼ねた基本財産林。 修補山= (しゅうほやま)益田家の諸役局 勘場 地下の井出 溜池などの維

同日

御願申上候事

74頁 39A

縁之趣二付 無 拠違変之儀双方申談仕候間 偏 二申出 被 遂 御 免難 有次第二奉存候 然ル處内輪不申出 被 遂 御 免難 有次第二奉存候 然ル處内輪不私弟義馬と申者を若本新右衛門養子二先達而御願

宜様被成御取成し可被下候 奉頼候 以上 御心入を以被遂御許容被下候様奉願候

此段御序之節

三月十一日

梅地金輔

判

増 野 勝太 殿

前書之通り私組内梅地金輔より御願申出候間

75頁】39B

此段御序之節宜樣被仰伺可被下候 頼存候 以上

同日

増 野 勝太 判

當役中殿

右之通り | 〆願書差出候 | 付早速差出候事

同十四日

覚

私下人友左衛門儀 此度大橋汀 下人 彦左衛門方

米盗人一件之儀「付不都合之申出仕御厄害」立至り今更

76頁】40A

可被下候 奉願候 以 上

月日

石川 七郎兵衛

同廿二日 右差択之儀被遂御免候段以手紙申来り

候 | 付令沙汰候事

77頁 40B

三月十九日

万延之年号於江戸文久元年と改被仰付

候一付於御国も三月十五日より改被仰付候段御触有之

候一付記置候事

付り 此筆頭役ニ付よ之儀ニ而ハ無之候得共為心得。

記置候事

米四斗五升也

同十四日

78頁】41A

造作入 尚追年打続キ 年柄悪敷彼 是 當春老母右板井十郎右衛門儀 兼而 罷居候処昨年老父長病 極 り ?

相捌不申候間 偏一御心入を以一ツ書之通り秋返納一を飯米無御座(家内中共及飢渇二候様躰二罷居)必至二

御貸米被仰付被下候様奉願候 左候八当難相凌

取り続ケ度奉存候間 此段御序之節宜様被成御取成

可被下候 奉願候 以上

三月十四日

石川 要左衛門

秀吉

同十六日

板井十郎右衛門儀 兼而難渋之段八連々相聞且当節

文久元年辛酉(1861)三月

被仰付候事

秋返納一人

必至差湊之趣 無余儀事 苻 類外之御心入を以

| ツ書之内為御取救米方御払切| 被仰付被下置半方

右之通り申来り候ニ付令沙汰候事

同日

党

⊗0頁】42A

私儀過 ル 亥暮須佐御用処 筆者見習役被仰付嘉素四年1851

不案内八个及申手役等も無 覚 束御供仕り候而も御間欠ニョがなく 共相成候而者恐多奉存候得共 同役も数多被召連 有之 遂其節候内相模国御出役 御供被仰付候処

儀| 付 御断義不申出 御供仕候処 御心入を以

往 タイ物 置 当座之処も難 相 勤 思安仕候内ゆくゆく さておき あいつとめがたく 思案遂其節難有仕合! 奉存候処 彼 是と年数相重り候得共適する。

注

買値より安く、不足銀額が生じたときの差額のこと。間欠 = (まがけ)間が欠けるの意。間欠銀、間欠銭などの用法あり。売値が手役 = (てやく)御用処 = (ごようしょ)

82頁 43A

奉頼候 以上申出候1付 此段御序之節宜様御取成被成可被下候中出候1付 此段御序之節宜様御取成被成可被下候奉恐入候得共 前断旁之趣不任心底 無 拠御断似合之御奉公申上度奉存候 ヶ様之儀申出之段1分2の機 の 引 を保養仕

三月十六日

横田文右衛門

遂其節候様手紙を以申来り候ニ付早々令沙汰候事同廿日右気分 相ニ付断出之儀 御差繰難被為成被差留候条